

令和8年6月9日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社陽西タクシー（法人番号：8060002009407） 代表者 高橋 勝博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市宝木町1-22-3 (本社営業所) 栃木県宇都宮市宝木町1-22-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 5日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年12月16日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年6月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	小川交通有限会社（法人番号：7050002036865） 代表者 渡部 大輔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県守谷市高野646-1 (本社営業所) 茨城県守谷市高野646-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 85日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月13日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年6月30日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	神奈川中央交通株式会社 (法人番号: 6021001036307) 代表者 今井 雅之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市八重咲町6-18 (伊勢原営業所) 神奈川県伊勢原市鈴川24
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月5日及び令和7年12月1日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年6月30日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社鉾田タクシー（法人番号：6050002029622） 代表者 山本 邦子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県鉾田市安房南前1230-2 (本社営業所) 茨城県鉾田市安房南前1230-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月5日及び令和7年10月27日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)